

財務諸表に関する用語の定義

貸借対照表：法人の財政状況を明らかにするもの

企業会計においては一般的に流動資産（負債）→固定資産（負債）の順に表示されていますが、地方独立行政法人では主要な財産が土地、建物等の固定資産から構成され、基本的な財産として重要性が高いため、固定資産（負債）→流動資産（負債）の順に表示されています。

損益計算書：法人の運営状況を明らかにするもの

地方独立行政法人では、費用を先に、収益を後に表示しています。一般企業は収益をあげることを企業活動の基本としていますが、地方独立行政法人の場合、地方独立行政法人に課せられた行政サービスの実施による費用が先に決定し、次にその費用をどのような財源で賄ったのかを示すことが重要になるため、費用→収益の順に表示します。

キャッシュ・フロー計算書：現金の出し入れを明らかにするもの

地方独立行政法人における資金の調達や運用状況を明らかにするため、一会計期間の資金の流れ（出し入れ）を、「業務活動」・「投資活動」・「財務活動」の3つの区分に分けて表示し、報告するものです。

地方独立行政法人の資金状況が動的に把握できることとなります。

利益の処分に関する書類：利益をどのように処分したかを示すもの

地方独立行政法人が、自己収入獲得や経費削減等の効率的な事業運営を行った結果得た利益に関して、どのように使用していくかを表したものです。

（毎事業年度の利益処分）

- 当期末処分利益は、毎事業年度、積立金として整理するもののほか、目的積立金（自己収入の獲得や、経費節減等の経営努力により生じた剰余金）として整理します。

（中期目標期間の最終年度の利益処分）

- 中期目標期間の最終年度における当期末処分利益は積立金として整理します。
- また、目的積立金と前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合も積立金に振り替えることとなります。
- なお、中期目標期間における積立金総額のうち、大阪府知事の承認を受けた金額については、次の中期目標の期間における業務の財源に充てるものとして繰り越すことができます。
- 積立金総額から次期中期目標期間繰越額を控除した残余については、設立団体である大阪府に返還することとなります。

目的積立金（前中期目標等期間繰越積立金）の用途

調査研究体制の強化のための施設・設備の改善に要する経費

※地方独立行政法人には、株主のような営利目的の資本主が存在しませんので、利益を資本主に配分することはありません。そのため、獲得した利益のうち、運営努力（経営努力）から生じた妥当な利益であると判断等したものについては、目的積立金として大阪府知事の承認を受けた後、中期計画の「剰余金の用途」（前中期目標等期間繰越額積立金の場合は「積立金の処分に関する計画」）に従って使用することが認められています。

行政サービス実施コスト計算書：府民等が負担するコストを明らかにするもの

地方独立行政法人が業務運営を行うにあたり、納税者である府民等に対する説明責任を確保する観点から、地方独立行政法人の損益計算書では反映されない府民等の負担コストを明確にして、開示しています。

注）この資料では、事業報告書に掲載されている用語以外のものを掲載しています。他の用語については、事業報告書をご参照ください。